

付加価値税 | 500万ドン以上の物品・サービスの掛け払い、分割払い

2026年6月

■ 文書

税務局は、2026年4月15日付で、付加価値税に関するオフィシャルレター 2398/CT-CSを発行しました。

■ ポイント

500万ドン以上の物品・サービスを掛け払いまたは分割払いで購入した場合、契約書または付属契約書で定められた支払期限の時点で、企業が非現金決済の証憑を保有していない場合、契約書または付属契約書に基づき支払義務が発生する課税期間において、当該証憑がない部分に対応する仕入控除額を減額修正しなければなりません。

その後、企業が非現金決済の証憑を入手した場合には、関連法令に従い、対応する仕入付加価値税について、改めて控除を申告・適用することが認められます。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

▶ ハノイ事務所

▶ ホーチミン事務所

▶ ウェブサイト

▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。